



税 の お 話

名古屋税理士会 名古屋東支部

〒461-0025 名古屋市東区徳川一丁目15-30名古屋リザンビル内三菱東京UFJ銀行東支店3階
TEL (052) 935-5439 FAX (052) 935-6329

税理士会名古屋東支部 支部長挨拶

私達、税理士の使命は納税者の方々が、判断に迷う、難しい税金について、判断の方向を、お教えする役目を担っています。区民の皆様が税金でお困りの時は、気軽に（表紙に）記載されている名古屋税理士会名古屋東支部事務局に、お越し願うか或いは、電話をされ相談される事も一考かと存じます。また、税理士は、税金全般に付いて相談等を承りますが、事例の多くは、個人の方の事業で生じた利益や土地建物の売却による利益。ゴルフ会員権の売却による利益や損失。法人の利益や消費税の申告納付、或いは相続税や贈与税等の相談が多数を占めます。

税理士は、区民の皆様の納税する税金を（決して多くなく、決して少なくない）様に努力し、依頼を受ければ税金の相談や申告を区民の皆様に代行して行う事を仕事としていますので、お気軽に（名古屋税理士会名古屋東支部）一報下さる事をお願いします。

名古屋税理士会名古屋東支部支部長
税理士 丹羽 徳光



税理士会名古屋東支部の紹介・行事

私たち、「名古屋税理士会 名古屋東支部」は、東区内に税理士事務所を構えている約200名の会員により構成されています。東区民の皆様は、税に関してより知識と理解を深めていただき、また税理士を身近に感じていただくために、様々な行事・活動を行っております。

日頃の活動として、税務相談所を開設し小規模事業者の方々の記帳指導などを行っております。

年間行事として、11月初旬に平成17年より始めた「税理士による区民無料税務相談会」の開催、11月中旬の税を考える週間にユニー大曾根店で行う無料税務相談会、1月に平成17年より始めた「租税教室」、2～3月に「確定申告期における無料税務相談」の開設を行うことにより、区民の皆様のお役に立つべく活動を行っております。

また、今年度は10月の「なごやかまつり・ひがし」に青年部の会員が初めてブースを出展いたしました。

平成18年度東支部開催の行事

平成18年10月15日 「なごやかまつり・ひがし」で青年部による 創立40周年記念行事のブース出展

「税理士とふれあおう」
建中寺公園で行われた
「なごやかまつり・ひがし」
において東支部青年部が初めて
出展させていただきました。

当日はお天気にも恵まれ、大勢の区民の皆さんが、会場にみえました。皆さんが寄ってくれるのだろうかと不安でしたが、幸いにも並んで下さる列が少しも途切れることなく、「税金クイズ」、「ゲーム」、そして「税理士に挑戦コーナー」に参加して頂きました。参加者には駄菓子を

お渡しましたが、想定していた時間よりも早く駄菓子が底をついてしまうほどの盛況ぶりでした。はっきりとした数はわかりませんが、少なくとも150名以上の方に参加して頂いたと思います。「税理士に挑戦コーナー」では、暗算・そろばん・電卓を使って主に小学生と税理士が計算競争をしましたが、挑戦の受け手には青年部以外にも東支部の大勢の税理士が参加しました。小学生の低学年のお子さんの中には初めて電卓を触る子もいまして、挑戦というよりも楽しく遊んでもらえましたし、暗算を希望した子は2人しかいませんでしたが、その内の一人は、3ケタを10行足す暗算を目でさあっと流しただけで正解してしまうほど、達人のお子さんでした。税理士側の勝率ですが、電卓は相手にハンディを与えても圧勝しましたが、年輩の方を相手にしたそろばんでは、惨敗したようです。また、特別企画として青年部税理士3名がウクレレのライブを行いました。サザエさんやチビまるこちゃん、アンパンマンのテーマなど演奏し子供達に好評でした。さらに、子供用と大人用2種類の税理士のPR誌を作成して、500本用意した記念品のボールペンは、PR誌と共にすべて配布できました。

当日の青年部のメンバーは、楽しそうで、時間が経つごとに生き生きしていたように思います。その雰囲気につられてか区民の皆さんも青年部のブースにたくさん来て下さったのではないかと思います。でも、やはり駄菓子の効果のほうが大きかったかもしれません。今回、「なごやかまつり・ひがし」に参加いたしまして税理士の存在や活動をどの程度東区民の皆様は知って頂けたかはわかりませんが、ほんのわずかでもわかって頂けたら幸いに存じます。

平成18年11月3日～4日 東支部会員による区民無料相談会

「税理士による区民個別無料相談会」
平成18年11月3日(金)・4日(土)の2日間にわたり、
・東白壁コミュニティセンター
・明倫コミュニティセンター
の2会場において前年に引き続き
開催させていただきました。

連休中にもかかわらず多くの相談を受け、区民の方々の納税意識の強さを実感しました。この相談会では、不動産を譲渡した、相続があった、事業を始めたなどの相談を個別に受けました。そのひとつ、相続税の申告についての相談は、総遺産額が基礎控除額以下だったので「申告する必要がない」と回答すると安心されていました。相続税は申告期限の間際になってから税理士に相談するケースが多く、また「配偶者の税額軽減」「小規模宅地等の課税の特例」等には申告要件があるため相続税を納付する必要性がなくても申告しなければいけないことがあります。そこで、今回のような無料相談会を是非とも利用して、正しい税の知識を持っていただければ幸いです。

連休中にもかかわらず多くの相談を受け、区民の方々の納税意識の強さを実感しました。この相談会では、不動産を譲渡した、相続があった、事業を始めたなどの相談を個別に受けました。そのひとつ、相続税の申告についての相談は、総遺産額が基礎控除額以下だったので「申告する必要がない」と回答す



平成18年11月16日～17日 税理士による無料税務相談会

「税を考える週間」中の2日間、
ユニー大曽根店において
毎年の恒例行事
として開催させていただきました。



その人の年齢に応じた生活の場面において相談できる人が必要とされていることを実感させられました。税理士が地域社会に様々な形で貢献し地域の人々に感謝され必要とされる、このような活動を地道に行っていくことが税理士の使命だと考えています。

会場のブースには東区内の小中学生による書道作品が展示され、税務に関するパンフレットの配布、ノートパソコンを使ったe-taxソフトの紹介等が行われました。

16日は午前10時半頃から相談者が来られ、午後4時頃まで2名の担当者が休む暇なく相談に応じるといふ盛況振りでした。会場がユニー店舗内ということもあり女性の相談者が多く、不動産活用に関する事、相続贈与に関する事、所得税に関する事等、様々な内容の相談会でした。とりわけ、20代の方の相談もあれば70代の方の相談もあり、幅広い税務の知識あるいは知恵といったものについて、

平成19年1月17日及び1月23日 租税教室

平成19年1月17日(水)
愛知県立愛知商業高等学校
1月23日(火)
旭丘小学校
初めて小学生を対象として会員の税理士が
講師を務めさせていただきました。

一生懸命努めさせていただきました。また、高校生には確定申告の具体的な方法にまで及ぶかなり専門的な授業となり、税の専門家であるはずの我々税理士でも緊張しながらの講義となりました。当支部としてはまだまだ始まったばかりの租税教室ですが今後もっともっと拡大し、若い人達の租税教育にも力を注いで行くことが税理士としての責任でもあると思います。

平成19年1月17日に愛知商業高等学校において、また1月23日には旭丘小学校において租税に関する授業を受け持たせていただきました。当支部の会員税理士5名が講師となり、それぞれに分かれて税のしくみや税の必要性を若い世代にもっと知ってもらおうと一



平成18年度東支部開催の行事

● 平成19年2月7日～9日・2月16日～3月2日 確定申告期における無料税務相談
「年金受給者のための確定申告事前説明会」

平成18年2月7日(水)～9日(金)
愛知大学車道キャンパス
確定申告事前説明会を
開催させていただきました。
「確定申告期における無料税務相談会」
確定申告期間中の

平成18年2月16日(金)～3月2日(金)

・東区役所講堂
・名古屋東スポーツセンター会議室
合計10日間にわたり延べ59名の税理士による
無料税務相談会を開催させていただきました。

支部として一番大きな行事は、「確定申告時期の無料相談会」です。今年は、5会場において無料相談会を開催させていただきました。

平成19年2月7日から2月9日の3日間にわたり、愛知大学車道キャンパスにおいて年金受給者を対象として確定申告書をご自身で作成していただくための説明会を、名古屋東税務署と名古屋市東区役所の其々の職員の方々とともに開催いたしました。当支部では9名の税理士が担当し、うち3名の税理士が講師となり、教壇に立ちそれ以外の税理士と役所の職員の方々で会場を巡回し、質

問者に対応する方式で開催させていただきました。

例年同様、平成19年2月16日から2月26日のうちの7日間、名古屋東区役所講堂において無料税務相談会を開催しました。この間延べ43名の支部会員税理士が確定申告される方々の相談に応じました。また、2月28日から3月2日の3日間名古屋東スポーツセンターに会場を移し同様に無料税務相談会を開催する予定です。

このほかに、日本税務協会の依頼による年金受給者のための説明会を平成19年1月29日から2月2日の5日間、名古屋市守山区のサイエンス交流プラザと守山生涯学習センターの2会場において年金受給者のための自書申告説明会を開催しました。延べ30名の税理士が担当し、うち15名の税理士が順に講師を務め、そのほかの税理士が場内を巡回し質問者に対応する方式で行いました。

税理士会名古屋東支部の今後の行事

平成19年度東支部開催行事予定

- 平成19年10月
「なごやかまつり・ひがし」への青年部参加
- 平成19年11月
「東支部の税理士による区民無料個別相談会」
- 平成19年11月 税理士による無料税務相談会
- 平成20年2月 確定申告期における無料税務相談
- 実施時期未定
租税教室

以上のような活動を通じて、東区民の皆様には税の知識と理解を深めていただきたく、今後も活動を進めてまいります。
今後ともよろしくお願いいたします。

知ってましたか？ 所得税・贈与税

！ 所得税の定率減税が変わります

| | 減税率 | 上限 |
|---------|-----|--------|
| 平成17年まで | 20% | 25万円 |
| 平成18年 | 10% | 12.5万円 |

平成19年は…

| 減税率 | 上限 |
|-----|----|
| 廃止 | 廃止 |

！ 贈与税の申告もお忘れなく

贈与税の申告と納税は、贈与を受けた年の翌年2/1～3/15となっています。

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税制度」の2つがあり、贈与者ごとに選択することができます。ここでは、暦年課税について説明します。

暦年課税は、1年間(1/1～12/31)に贈与を受けた財産の価額の合計額(課税価格)から基礎控除額110万円を差し引いた残額(基礎控除後の課税価格)について、下記の速算表により贈与税額を計算します。

| 基礎控除後の課税価格 | 贈与税率 | 控除額 |
|------------|------|-------|
| 200万円以下 | 10% | — |
| 300万円以下 | 15% | 10万円 |
| 400万円以下 | 20% | 25万円 |
| 600万円以下 | 30% | 65万円 |
| 1,000万円以下 | 40% | 125万円 |
| 1,000万円超 | 50% | 225万円 |

Ex. 平成18年中に受けた贈与が500万円だった場合

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{課税価格} \\ \hline 500\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{基礎控除額} \\ \hline 110\text{万円} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline 20\% \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \hline 25\text{万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{贈与税額} \\ \hline 53\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

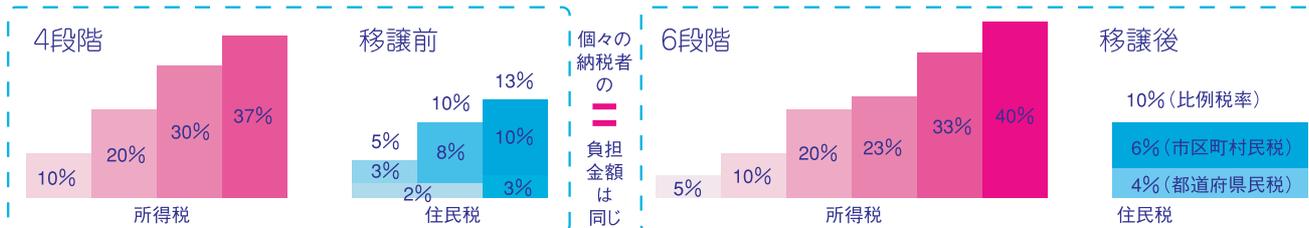
スクープ!!



平成19年から所得税と住民税の負担割合が変わります。

地方分権を進めるため、国税(所得税)から地方税(住民税)へ税金が移し替えられます(3兆円の税源移譲)。給与所得者の方は、所得税が平成19年1月から減り、住民税が平成19年6月から増えることとなります。

この税源移譲によって、所得税と住民税とを合わせた全体の税負担が変わることは基本的にありません。



Ex. 夫婦+子供2人の場合 (年額)

| 給与収入 | 税源移譲前(単位:円) | | |
|---------|-------------|---------|-----------|
| | 所得税 | 住民税 | 合計 |
| 300万円 | 0 | 9,000 | 9,000 |
| 500万円 | 119,000 | 76,000 | 195,000 |
| 700万円 | 263,000 | 196,000 | 459,000 |
| 1,000万円 | 688,000 | 442,000 | 1,130,000 |

| 税源移譲前(単位:円) | | |
|-------------|---------|-----------|
| 所得税 | 住民税 | 合計 |
| 0 | 9,000 | 9,000 |
| 59,500 | 135,500 | 195,000 |
| 165,500 | 293,500 | 459,000 |
| 590,500 | 539,500 | 1,130,000 |

負担増減額
0円

* 子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。一定の社会保険料が控除されているものとして計算しています。

倉田 崇 史氏

崇

Takashi Kurata



現在私は41歳、
前事務所の先生から事務所を引き継がせていただき
2年が経とうとしております。

chapter-1

私が
税理士を
目指した
きっかけ

私が税理士という職業を知ったのは、実は25歳の時でした。高校を卒業して、すぐに某ホテルに就職し8年間が過ぎようとしていました。ホテルの仕事は、不規則な勤務を除けば、不満もなくやりがいもありましたが、このままでいいのかな？と漠然と考える時期が来ました。

そんな時、税理士事務所に勤めている友達から、税理士について詳しく聞くことができました。なにか専門的な知識を身につけたいと考えていた時でもあり、転職して税理士を目指そうと決心しました。早速、転職活動を始めましたが、年齢も26歳に近づいており、何も資格がない私を雇ってくれる税理士事務所は、なかなかありませんでした。そこで、まずは何らかの資格の必要性を感じ、ホテルで働きながら、勉強を始めました。ただ、はじめはマンガ簿記入門からでした。

chapter-2

やる気は
励ましから

そんな時に前事務所に就職することができました。先生は、やる気があれば年齢なんて関係ないといって、はっぱをかけてくれ、私のやる気を引出してくれました。

私の場合まったくの初心者であったため、日本商工会議所主催の簿記2級、1級、そして国家資格である税理士試験とチャレンジしていきました。かなり年数もかかりましたが、先生からの励ましや協力もいただき、税理士となることが出来ました。



chapter-3

会社努めの
税理士試験

税理士試験は、五科目合格する必要がありますが一度に合格する必要はなく、一科目ずつ合格を積み重ねていくことができます。

一科目あたりの合格率が約10%と狭き門ではありますが、働きながら合格することも充分可能です。私も某専門学校の社会人コースで試験勉強を重ねておりましたが、一般の会社に勤めている社会人の方も含め、仕事が終わってから、たくさんの方が勉強に励んでいました。

chapter-4

資格は
通過点

ただ、どんな資格の取得にしても通過点に過ぎません。税理士事務所のお客様は、会社や商売をしている個人の方が大半ですが、それぞれのお客様の現在の状況や今後予想される将来についてのアドバイスができなくてははいけません。

基本は、税金の法律家ですが、税法のみでなくその他の法令も熟知し、お客様とのコミュニケーションを通じながら、適切なアドバイスが出来るよう日々精進が必要です。

chapter-5

国の運営は
税金次第

何か目標をと考えている方は、税理士にチャレンジされてはいかがですか？

現在、少子高齢の国となり、私たちの国は変革期を迎えております。国の運営を支えているのが、皆様が納めている税金です。その税金の制度や改正を通じて、今後の国の考え方などが予測できる部分もあり、興味深いものです。

私自身、スタートは遅かったのですが、根気があれば、事を始めるに早い遅いはありません。

chapter-6

師匠に
近づく

実は、冒頭で述べました、前事務所の先生が昨年はじめに他界されました。

どんな世界でも同じですが、尊敬できる師匠の下で、働けることで自分を磨くことが出来、経験を積み重ねることで、師匠に近づいていけるものと信じております。

私を育てていただいた先生に感謝とともにご冥福をお祈りいたします。

税理士の仕事

1. 税務代理

申告・申請の代理、税務調査の立会い、税務署の決定などに不服のある場合の不服申し立て・その他について代理します。

2. 税務相談・税務書類の作成

税金のことで困ったときや、わからないときに相談してください。税務書類の作成・所得税・法人税・消費税・相続税などの申告、その他税務署などに提出する書類を作成します。

3. 会計業務

会計帳簿の記帳、財務書類の作成、その他の事務を行います。

税理士試験

税理士試験全11科目中5科目に合格すれば税理士試験合格となります。1科目ずつ受験できることなどから、難易度が高い試験にもかかわらず、毎年5万人程度が受験する試験です。

1. 税理士試験科目

| | |
|-------------------------------|--|
| 必須科目 | ●簿記論および財務諸表論 |
| 選択必須科目 (最低1科目を選択、2科目選択も可能) | ●法人税法 ●所得税法 |
| 選択科目 | ●相続税法 ●酒税法または消費税法 ●固定資産税 ●事業税または住民税 ●国税徴収法 |

2. 実施時期

毎年8月上旬の年1回

楽しく学ぼう！？ 税金クイズ



クロスワードパズル

税金のご相談はあなたの街の へ。

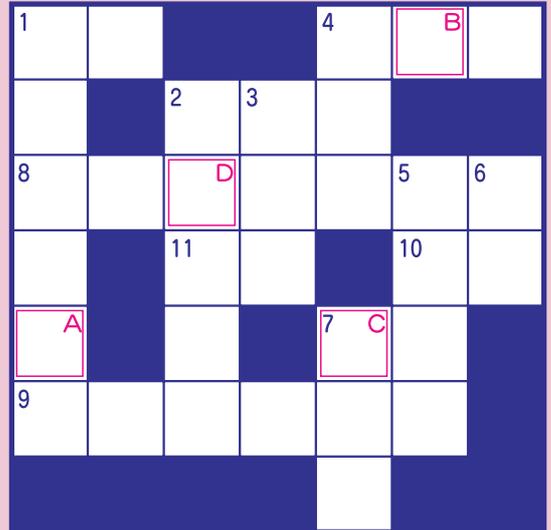
下のクイズを解いて上のA～Dの言葉を組み合わせて文章を完成させてね。

タネのカギ

1. お買い物をするときに払う税金はどんな税金かな？
2. カブトムシとかクワガタを対決させるカードゲームはなあ～んだ
3. むかしはこれでごはんを炊いていたよ。
4. きょう、きょう、その次の日は？
5. サッカーブラジル代表「3R」の一人。
6. ○○からしぼったのが牛乳。
7. 赤い皮のくだもの。ウサギを作ったり…。

ヨコのカギ

1. 奈良公園にいる動物。大きな角を持つてるよ。
2. 『かくやひめ』は○○○ばなし。
4. じゃんけんで相手と同じになること。
7. 『瓜』をさかさまに読むと？
8. カメを助けて竜宮城へ行ったのは、だぁ～れ？
9. サッカー選手「ベッカム」はどここの国の代表選手？
10. 秋になるとおいし～いくだもの。『二十世紀』『長十郎』。
11. 笑ったり、おこったり、泣いたり。『○○あいらく』



フリーイラストレーション (c) 1999 ぴんぐいん

税理士にQ&A

あなたの疑問に税理士がお答えします。

Q-1

私はサラリーマンだから税理士とは関係ないですよ？



そんなことはありません。ローンでマイホームを買ったり、年の途中で退職したりした場合、所得税の確定申告をすれば会社で引かれた税金の一部が戻ってくる場合があります。一度、税理士に相談してみてください。

Q-2

税理士に相談ってどこにすればいいの？



確定申告期(2月中旬～3月中旬)には、東区役所などで税理士による無料相談を行っています。それ以外にも、名古屋税理士会東支部の税務相談所(※)がありますので、ぜひ利用してください。

Q-3

青色申告をすると税金が安くなるってホントですか？



事業をしている方、不動産収入がある方などは、一定の帳簿を作成・保存し、青色申告の届出をして税務署長の承認を受ければ、各種の特典を受けることができます。帳簿の付け方等については、是非ご相談ください。

Q-4

医療費をたくさん払った場合には税金が戻ってくると聞きましたが本当ですか？



所得税には医療費控除という制度があり、一定額以上の医療費の支払がある場合には、税金が戻ってくる場合があります。ただし、勤務先の年末調整ではこの制度は使えませんので、ご自分で所得税の確定申告する必要があります。ご不明点はお気軽にご相談ください。



Q-5

税理士に頼むといくらかかるの？



一般的に依頼内容が難しくければ高くなりますし、売上や所得の金額が大きくなればそれに応じて税理士報酬も高くなります。まずはご相談下さい。

※ 名古屋税理士会名古屋東税務相談所
東区徳川一丁目15-30 名古屋リザンビル内
三菱東京UFJ銀行東支店3F
TEL (052) 935-5439

高齢者～家族の幸せ～

介護

Vol.2



平成18年の4月から介護保険法が改正され、介護予防を大きく取り入れたものとなりました。当初は、特に要介護から要支援になった人などで、今まで受けられたサービスが受けられなくなったことに不満を感じたり、変更に対する混乱が起きていたようです。



できるだけ介護を受けずに自立した生活をするのは家族にとっても大きな願いですが、それにはやはり日頃の健康管理、適度な運動などの心身機能の改善、維持が大切だと思います。しかし、ひとりひとりの趣味や性格、生活状態などに合わせた無理のない、意欲的に取り組めるものでないとなかなか続けられないものです。また、寝たきりにならないためにとか、味のない食事や流動食のような

ものしか食べられなくなってしまうように、といった脅迫観念で頑張るより、もっとポジティブに「もっと生きることを楽しむ」つもりで働きかけを行えば、やる気が出ると思います。

自立という点では、見かけの上での「良い妻」「良い母」が必ずしも良い自立環境を作っているとはいえない場合もあります。やりたいことも我慢して、自分を犠牲にして家族につくし、家事など身の回りの世話を全部やってくれるため、家事に関心がなく、なにも出来ない依存症の夫や家族をうみ、マザコンの子供、パラサイトシングルなどとなって、家族の自立を妨げることもあります。また自分の人生を犠牲につくしたのだからと、その見返りを知らず知らずのうちに求めてしまうため、子供が家庭を持っても干渉してしまったり、自分と同じように、嫁には老後の面倒を全部みてもらいたいという思いが膨らみ、それが当然というふうに感じて傲慢になってくる場合もあります。これも依存しているといえるでしょう。このような共依存の家族からは本当の幸せは生まれません。まして本人が介護を受ける立場になったときには、家族は混乱して、安心して介護を受けられる状況ではなくなっているのではないのでしょうか。



家族の幸せを願うなら、家族の自立を促し、自分は自分の人生として幸せになることを考えてみる必要もあるでしょう。介護や介助でも、すべてやってあげるのではなく、自分でできることを増やす手助けをすることが自立の促進・介護予防につながると思います。

ただ、生活が不自由な状態になってからでは早期の回復や改善は求められず、状態の維持が出来ればよいくらいの気持ちでないと成果に疑問が出てくるかもしれません。元気なうちにいろいろ自立・予防のための準備をすることが望ましいと思います。

左へシ(フ?)の答え。D 税金のご相談はあなたの街の□□□□。A セナリシ
《おつかい》1.シヨウシセト 2.ムキシツク 3.カマツ 4.アツク 5.ロウク 6.ウツ 7.シノク
《ヨコカキ》1.シカ 2.ムカシ 3.アノコ 7.シウ 8.ウツシツク 9.アツク 10.シツ 11.キツ